「 AvePoint Online Services 年額版サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1]サービス提供者

本サービスは、 AvePoint Japan株式会社 (ディストリビューター:SB C&S株式会社)をサービス提供者として提供されます。

[2]サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3]対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4]ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5]ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものと します。

[6]サポートサービス

1.JBCC またはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および 提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、次に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法に より通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。 問合せ先:Support, JP@avepoint.com

サポート提供時間帯:9:00~18:00

2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7]オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8]サービス料金

1.利用料

- (1)本サービスの利用料は「年額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。
- (2)本サービスでは、利用料の他、現実のソフトウェアサービスの利用の有無にかかわらず、「基本サービス」に係る料金として「基本サービス料」 が発生するものとします。
- (3)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。

2.その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9]サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

https://www.avepoint.com/license/Master%20Software%20Licence%20and%20Support%20Agreement%20(form)(JP)(JP_EN)(v3.2%20032021).pdf (基本ソフトウェアライセンスおよびサポート契約)

[10]契約期間

- 1. 共通契約条項の定めにもかかわらず、本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の1日から1年間とします。契約期間満了の90日前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了及びライセンスの一部解約の申し入れがない限り、本契約は1年間、自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.前項の定めにもかかわらず、契約期間の途中でライセンスを追加購入する場合、当該追加ライセンスの契約期間は追加ライセンスにかかるライセンスのサービス開始日の属する月の1日から既存ライセンス期間終了日までとします。

特則条項

[AvePoint Online Services 年額版サービス約款特則]

[11]サービス開始日の通知について

サービス開始日は以下の要領に従い通知されるものとします。

- 1.案内通知の名称: AvePoint Online Services メール(AvePoint オンライン製品のライセンス有効期限延長について)
- 2.通知者: AvePoint(AvePoint Online Services team)
- 3.サービス開始日:上記メール送信日の翌月1日
- 4.契約期間等:ライセンス有効期限記載のとおり
- 5.ライセンス有効期間:本通知メール記載のとおり

[12]サービス規程に対する同意

お客様は、サービス規程に同意のうえ本サービスに申し込むことをもって、サービス規程に対する署名捺印を行ったものと看做します。

Ver.20210930